

平成 14 年 8 月 13 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記実務対応報告公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「経過措置の適用を受ける場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度に係る中間財務諸表等における税効果会計に関する取扱い」について
(意見)

例えば3月期決算の会社であれば、経過措置を利用して連結納税制度を適用する場合として、適用開始事業年度が今年度(平成14年4月1日~平成15年3月31日)と来年度(平成15年4月1日~平成16年3月31日)の2通りあるため(別紙ケース、ご参照)、公開草案の記「1.」の文章につき、明確化のためこれらを区別して記載いただきたい。

今年度から連結納税制度を適用する場合には、申請年度=適用事業年度であるため、公開草案に「(参考)」として添付されているマトリクス表の「1.」のとおりになるが、来年度から連結納税制度を適用する場合には、申請年度適用事業年度であるため、同マトリクス表の「2.」と同様になることから、これらの違いが明瞭になるよう記載していただきたい。

2. 「経過措置の適用を受ける場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度の直前事業年度末に係る連結財務諸表および単体財務諸表における税効果会計に関する取扱い」について
(意見)

本実務対応報告は、「連結納税制度を適用する場合の『中間財務諸表等』における税効果会計に関する当面の取扱い」について規定しているが、例えば、3月期決算の会社で、来年度を連結開始事業年度として連結納税制度を適用する場合（別紙のケース）、経過措置を適用して平成14年12月31日までに連結納税の承認申請書を提出した場合の、平成15年3月期決算における税効果会計に関する取扱いが不明確であるので、明記していただきたい。

この場合、本実務対応報告の考え方からすれば、原則として「連結納税の承認日」（本ケースの場合、平成15年6月30日）の属する会計期間から連結納税制度を適用したとして税効果の計算を行うこととなるが、平成15年度から「連結納税制度を適用することが明らかな場合」に該当し、税効果の計算を合理的に行うことができると認められる場合には、平成15年3月期決算においても、連結納税制度を適用するものと仮定して、税効果の計算を行うことができると考えられるからである。

以 上

(別紙)

連結納税制度の適用に関する経過措置

申請及び承認(法人税法4条の3、改正法附則3条)

	事業年度		申請期限 経過措置		承認期限 経過措置		中間期末
	A	B	C	(本則) D	E	(本則) F	
	事業年度開始日	事業年度終了日	Bの6ヶ月前の日 or H14.12.31	Aの6ヶ月前 の日まで	Bと同日 or H15.6.30	みなし承認日	G
ケース	H14.4.1	~ H15.3.31	H14.9.30	(H13.9.30)	H15.3.31		H14.9.30
	H14.5.1	~ H15.4.30	H14.10.31	(H13.10.31)	H15.4.30		H14.10.31
	H14.6.1	~ H15.5.31	H14.11.30	(H13.11.30)	H15.5.31		H14.11.30
	H14.7.1	~ H15.6.30	H14.12.31	(H13.12.31)	H15.6.30		H14.12.31
	H14.8.1	~ H15.7.31	H14.12.31	(H14.1.31)	H15.6.30		H15.1.31
	H14.9.1	~ H15.8.31	H14.12.31	(H14.2.28)	H15.6.30		H15.2.28
	H14.10.1	~ H15.9.30	H14.12.31	(H14.3.31)	H15.6.30		H15.3.31
	H14.11.1	~ H15.10.31	H14.12.31	(H14.4.30)	H15.6.30		H15.4.30
	H14.12.1	~ H15.11.30	H14.12.31	(H14.5.31)	H15.6.30		H15.5.31
	H15.1.1	~ H15.12.31	H14.12.31	(H14.6.30)	H15.6.30		H15.6.30
	H15.2.1	~ H16.1.31	H14.12.31	(H14.7.31)	H15.6.30		H15.7.31
	H15.3.1	~ H16.2.29	H14.12.31	(H14.8.31)	H15.6.30		H15.8.31
ケース	H15.4.1	~ H16.3.31	H14.12.31	(H14.9.30)	H15.6.30		H15.9.30
	H15.5.1	~ H16.4.30	H14.12.31	(H14.10.31)	H15.6.30		H15.10.31
	H15.6.1	~ H16.5.31	H14.12.31	(H14.11.30)	H15.6.30		H15.11.30
	H15.7.1	~ H16.6.30		H14.12.31		H15.7.1	H15.12.31
	H15.8.1	~ H16.7.31		H15.1.31		H15.8.1	H16.1.31
	H15.9.1	~ H16.8.31		H15.2.28		H15.9.1	H16.2.29
	H15.10.1	~ H16.9.30		H15.3.31		H15.10.1	H16.3.31
	H15.11.1	~ H16.10.31		H15.4.30		H15.11.1	H16.4.30
	H15.12.1	~ H16.11.30		H15.5.31		H15.12.1	H16.5.31
	H16.1.1	~ H16.12.31		H15.6.30		H16.1.1	H16.6.30
	H16.2.1	~ H17.1.31		H15.7.31		H16.2.1	H16.7.31
	H16.3.1	~ H17.2.28		H15.8.31		H16.3.1	H16.8.31
	H16.4.1	~ H17.3.31		H15.9.30		H16.4.1	H16.9.30
H16.5.1	~ H17.4.30		H15.10.31		H16.5.1	H16.10.31	